

山形市の障がい者雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 0 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和 7 年 6 月 1 日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

障害者雇用率（法定雇用率 2.8%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
R7.6.1 現在	3,263.5	92.0	2.82	0.0

（注意）

- 1 山形市は、障害者の雇用の促進等に関する法律第 4 2 条の規定による特例認定を受けているため、山形市教育委員会、上下水道部及び市立病院済生館に勤務する職員を合算しています。
- 2 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- 3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、1 週間の勤務時間と障がいの程度により法に基づき下表のとおりカウントしています。

1 週間の勤務時間 障害の種類		30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満 (短時間勤務職員)	10 時間以上 20 時間未満 (特定短時間勤務職員)
身体障害者	重度	2	1	0.5
	重度以外	1	0.5	—
知的障害者	重度	2	1	0.5
	重度以外	1	0.5	—
精神障害者		1	1	0.5

- 4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1 未満の端数切捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが 0. 0 となることをもって法定雇用率達成となります。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0. 0 となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。
- 5 障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近 1 年間に雇い入れた人数については、人数が一桁又は二桁と少数であり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。